

## 新温泉町告示第69号

### 新温泉町就業者温泉施設町内料金適用利用券交付要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、町外に住所を有し、かつ、町内に所在する事業者には雇用されている者に対して、当該事業者を通じて町内温泉施設の町内料金適用利用券（以下「利用券」という。）を交付することにより、温泉施設の利用促進を図るとともに、事業者の雇用確保を支援することを目的とする。

#### (利用対象従業員)

第2条 利用券の交付の対象となる従業員（以下「利用対象従業員」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町外に住所を有し、町内の事業所に通勤する者
- (2) 雇用保険の被保険者又は社会保険の被保険者

#### (交付申請者)

第3条 利用券の交付を申請できる者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 町内に事業所を有し、前条に規定する利用対象従業員を雇用している法人又は個人事業者
- (2) 町税の納付義務があり、かつ、滞納のない者
- (3) 利用対象従業員に対して利用券の適切な利用方法を指導できる者

#### (交付申請)

第4条 利用対象従業員に対して利用券の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、利用対象従業員が利用施設を利用しようとする年度の2月28日までに新温泉町就業者温泉施設町内料金適用利用券交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

#### (交付の決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにこれを審査して交付の可否を決定し、新温泉町就業者温泉施設町内料金適用利用券交付決定書（様式第2号）又は新温泉町就業者温泉施設町内料金適用利用券非該当通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

#### (利用券の交付)

第6条 町長は、前条の決定があったときは、申請者に対し、利用対象従業員一人当たり利用券20枚の交付を行うものとし、申請者は、交付を受けた利用券を、当該利用対象従業員に対して、速やかに配布するものとする。

2 前項の利用券の交付は、利用対象従業員一人につき当該年度1回限りとする。

3 申請者又は利用対象従業員が、交付した利用券を紛失した場合は、利用券の再交付は行わないものとする。

(利用資格の喪失)

第7条 申請者を通じて利用券の交付を受けた利用対象従業員が、次の各号の一に該当するときは、既に交付を受けた利用券の残数を、申請者を通じて町長に返還しなければならない。

- (1) 第2条に規定する対象要件を欠くに至ったとき。
- (2) 死亡したとき。

(利用施設及び利用期間)

第8条 利用施設は、町が指定した町内料金を定めている町内温泉施設とする。

2 利用券の有効期限は、利用券の交付を受けた日の属する年度の3月31日までとする。

(利用券の利用方法)

第9条 利用対象従業員が、前条に規定する施設を利用して、町内料金の適用を受けようとするときは、当該施設に対して利用券1枚を提出しなければならない。

2 利用券は、利用対象従業員本人以外の者は使用することができない。

3 前2項に定めるもののほか、施設の利用については、当該施設の定めるところによるものとする。

(利用料金の精算方法)

第10条 利用券の使用に係る町内料金と町外料金との差額（以下「町負担利用料金」という。）を町が負担するものとし、利用施設の管理者は使用済みの利用券を添えて町負担利用料金を町長に請求するものとする。

(利用券譲渡等の禁止)

第11条 申請者を通じて利用券の交付を受けた利用対象従業員は、利用券を他人に譲渡し、又は不正に使用してはならない。

(町負担利用料金の返還等)

第12条 町長は、偽りその他不正な行為により利用券を使用し、又は町負担利用料金を受けた者がいるときは、その者から町が支払った当該町負担利用料金の全額を返還させることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年7月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

新温泉町就業者温泉施設町内料金適用利用券交付申請書

年 月 日

新温泉町長 様

住所

事業所名

代表者名

新温泉町就業者温泉施設町内料金適用利用券交付要綱第4条の規定に基づき、利用券の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

交付対象雇用数	名
---------	---

※添付書類 利用対象従業員の名簿

利用対象従業員の雇用保険被保険者証又は社会保険証の写し

同意書

新温泉町長 様

新温泉町就業者温泉施設町内料金適用利用券交付要綱第3条第2号に関し、町税の納税情報を確認することに同意します。

代表者名

印

様式第2号（第5条関係）

新温泉町就業者温泉施設町内料金適用利用券交付決定書

年 月 日

様

新温泉町長

年 月 日付けで申請のあった新温泉町就業者温泉施設町内料金適用利用券の交付について、下記のとおり決定しましたので、新温泉町就業者温泉施設町内料金適用利用券交付要綱第5条の規定により通知します。

記

温泉施設町内料金適用利用券の枚数 枚

注意事項

利用対象従業員が他人に譲渡又は不正利用しないように指導してください。

また、次の場合は、利用券を返還してください。

- (1) 利用対象従業員が離職したとき。
- (2) その他利用券を必要としなくなったとき。

様式第3号（第5条関係）

新温泉町就業者温泉施設町内料金適用利用券非該当通知書

年 月 日

様

新温泉町長

先に申請のあった新温泉町就業者温泉施設町内料金適用利用券の交付について、下記の理由により非該当となりましたので通知します。

記

非該当となった理由

- 1 町税の滞納が確認されたため
- 2 過去3年間に利用券の不正利用が確認されたため
- 3 その他（ ）